

第3章 プランの基本的事項

1 基本理念

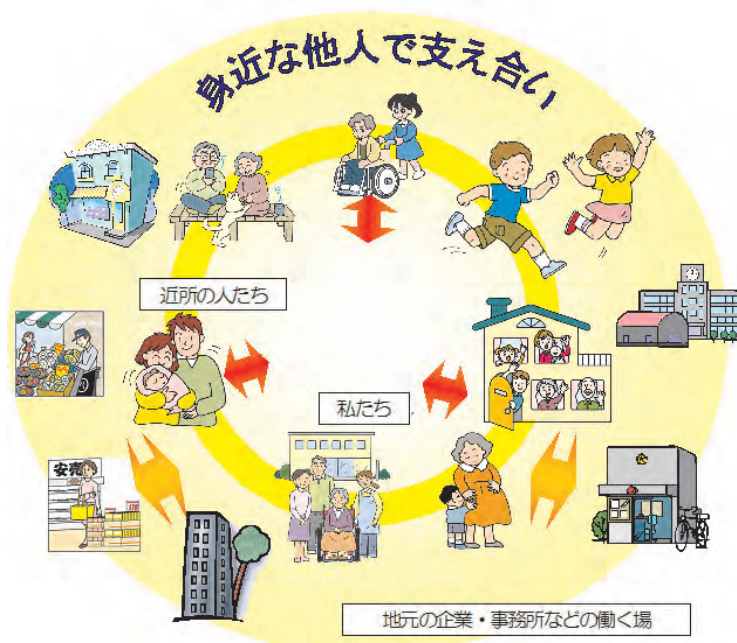
子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを 地域の人みんなで支える

私たちは「子どもを地域の宝として、すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域の人みんなで支える」子育てを実現したいと考えています。具体的には、地域にいる人同士がお互いに顔見知りになって、子どもや子育て、あるいは地域のために輝いている自分に気づき、関わり合い、学び合い、皆が子どもを愛し、子どもは皆から愛されていると実感できるような、そんな地域社会の中で子育てを実現したいのです。

子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあることは言うまでもありませんが、これに併せて、地域社会は、これから親になる人や子育て中の人や親として育つことを支えるという大きな役割を担っています。

また、「子は鎧（かすがい）」と言われるますが、文字どおり、子どもが本来持つ魅力を存分に活用し、子どもを中心に、地域の人と人、異なった世代間をつないでいくことができるのです。子どもを同じ時代を生きる仲間として捉え、子ども自身が地域社会の一員として参加、参画していく機会が必要です。

【基本理念のイメージ】



2 基本的視点

基本理念の実現のために、3つの基本的視点を立て、取り組みます。

(1) 子ども一人ひとりの権利の尊重

子どもを権利の主体として、子どもの意見や意思を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点

(2) すべての子どもと子育て家庭を支援

多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズに対応できるよう、柔軟かつ総合的に、すべての子どもと子育て家庭を支援していく視点

(3) 地域全体で支える子育て

保育・子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、地域への貢献を希望する高齢者等様々な人々が地域の担い手となり、地域全体で子どもの成長を支えていく視点

(1) 子ども一人ひとりの権利の尊重

「子どもの権利」は、すべての子どもが有するものであり、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、大人と同様ひとり人間としての人権を認め、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を守るよう定めています。

平成28年には児童福祉法において子どもが権利の主体として位置付けられ、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての児童が適切に養育され、その生活が保障されること、心身の健やかな成長・発達や自立等が保障されること等の権利を有することが明確化されました。

様々な施策の中で、子どもを権利の客体として捉えるだけでなく、権利の主体として尊重するとともに、子ども自身が自分がかげがいのない存在であると感じ、自立していけるよう、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進めることが必要です。

子どもを一人の人間として尊重し、子どもにとって何が一番よいか、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりにとっての利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子ども自身が生まれてよかったと思える環境づくりが重要です。

(2) すべての子どもと子育て家庭を支援

人は一人ひとり違った環境で生まれ育ち、個々の家庭を取り巻く状況もそれぞれです。国際化の進展により、多文化、多国籍化が進んでいます。子どもの最善の利益を基本として、それぞれの子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分に対応できるよう、きめ細やかな支援体制をつくる必要があります。

また、核家族化の進展、女性の社会進出、価値観の多様化等に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズも多様化しています。

多様なニーズに対応できるように、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、子育て家庭の視点に立って、すべての子どもと子育て家庭を柔軟かつ総合的に支援する取組を進めていくことが必要です。

(3) 地域全体で支える子育て

少子化・核家族化の進展とともに、孤立感や閉塞感で行き場のない子育てをしている親たちを支える必要があります。特に、子育て等に関する知恵、技術の伝承がなく、親としてのモデルをもっていない親の子育てに対する不安や負担を解消するため、子育てを孤立化させない取組や、支え合いの場を身近に用意することが必要です。

幼稚園教諭や保育士といった子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、子育て活動を行うNPO、子育てサークル、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会や障害者等に対するサービスを提供する民間事業者のほか、地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等の様々な人々が地域の担い手となり、すべての子どもと子育て家庭を支援していくことが必要です。

地域が抱える課題を地域住民がそれぞれ持つ力を持ち寄り、互いに支え合い、安心して暮らせるよう、地域住民自らが主体となった取組が必要です。

福祉の枠を越え、住宅や道路、就労、教育、環境など、様々な分野が互いに連携し、次世代育成支援の取組を進めていく必要があります。

～私たちの目指す社会～

子ども・若者

- ・ すべての子どもが社会の一員として尊重され、生まれてよかったと思える社会。
- ・ 地域社会での様々な活動に参画し、生命の大切さ、家庭を築くことの大切さの理解を深め、自立した若者へ成長できる社会。
- ・ 個々のニーズに即した支援策を選択できる社会。

親

- ・ 自己の価値観に即した生き方で、結婚や妊娠・出産、子育ての希望がかなえられる社会。
- ・ 安心して子どもを生み、子育ての喜びを実感できる地域社会。
- ・ 地域が子育ての喜びを共有し、子育てしているすべての家庭を応援する社会。

地域社会

- ・ 世代を超えて、いろいろな人たちが相互に関わり合いながら、子どもを地域の宝として、すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみinnで支える社会。

3 柱

基本的視点に沿って、本プランで推進すべき3つの柱を次のとおり定めます。

- I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり
- II 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり
- III 地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり

- 子どもを生み育てることの意義や家庭の役割について学ぶ機会の充実等を図り、次代の親を育成するとともに、子どもや若者が社会的にも経済的にも自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるため、各ライフステージに応じた支援を行います。
- 母子共に健康で安心して子育てできるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築のほか、母子保健体制や周産期医療体制の充実に努めます。
- 子育て世帯にとって負担となっている教育費や医療費などの経済的負担の軽減等を図るとともに、ひとり親家庭等が自立した生活ができるよう支援します。
- ワーク・ライフ・バランスの推進等により、仕事と生活のバランスの取れた働き方の実現を目指します。

II 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり

- 子どもの心と体の健やかな成長が守られるよう、小児医療体制の整備や子どもの保健対策の充実、食育の推進を図ります。
- 子どもが自立した若者へと成長できるよう、人格形成の基礎を培う教育・保育の充実を図るとともに、学ぶ力の向上や健康・体力づくりの推進、道徳教育の充実を図ります。
- 人権教育を推進するとともに、いじめ防止対策の推進を図ります。
- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、児童相談所の体制・機能を強化、関係機関との円滑な連携体制構築のほか、地域全体で子育て家庭を見守る仕組みづくりを進めます。また、家庭における養育が困難な児童については、里親委託等を推進します。
- 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指し、子どもの貧困対策を推進します。
- 障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、地域における療育支援体制の構築を図ります。また、障害のある子どもの家族が問題を抱えこむことがないように、在宅支援の推進を図ります。

Ⅲ 地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

- 待機児童の解消に向け、保育所等の整備を促進するとともに、保育の質の向上を図ります。また、保育現場で働く人材を確保するとともに、保育士等の資質の向上に取り組みます。
- 多様な子育て支援サービスや小学生の放課後対応の充実を図るとともに、企業や商店に子育て支援に積極的な参加などを促し、県民全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。
- 居住環境の整備やバリアフリー化の推進を図り、安心して子育てできる環境の整備を進めます。
- 犯罪や事故から子どもを守るための取組を推進するとともに、進展する情報化社会の中で、インターネットのトラブルから子どもを守るための取組を推進します。
- 子育て中の家庭が孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域の力を活用し、地域全体で子育てを支援する意識の高揚を図ります。また、地域の子育て支援拠点等と連携し、地域の交流の場づくりを推進します。

4 プランの施策体系

基本理念

子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを 地域の人々で支える

基本的視点

○ 子ども一人ひとりの権利の尊重

子どもを権利の主体として、子どもの意見や意思を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点

○ すべての子どもと子育て家庭を支援

多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズに対応できるよう、柔軟かつ総合的に、すべての子どもと子育て家庭を支援していく視点

○ 地域全体で支える子育て

保育・子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、地域への貢献を希望する高齢者等様々な人々が地域の担い手となり、地域全体で子どもの成長を支えていく視点

3つの柱

I 安心して
妊娠・出産し、
ゆとりをもって
子どもを育てられる
環境づくり

II 子どもが愛情に
包まれて健やかに
成長し、自立できる
環境づくり

III 地域全体で、
子育てを応援し、
子どもを守る
環境づくり

